

令和7年11月12日
児童相談所
児童相談課

議会の委任による専決処分の報告
(車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年8月7日(木) 午前9時30分頃(天候:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)児童相談課の職員が、児童宅家庭訪問のため、コインパーキング内に駐車中の車両を出庫する際、ギア操作を誤り後退した結果、駐車スペース後部に設置された車止め支柱に衝突し、乙の管理する支柱を損傷した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

- 2 乙への損害賠償額 88,077円
(自動車保険より全額補てんされる。)

- 3 専決処分日 令和7年10月30日